

令和 8 年度和歌山県会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー等）追加募集要項

和歌山県教育委員会では、県内の公立小学校、中学校及び高等学校における、児童生徒のいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等、生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な視点を取り入れた支援体制の充実を図るスクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーに準ずる者を次のとおり募集する。

1 募集要件

応募時点で、地方公務員法第 16 条の規定に該当しない者のうち、以下のいずれかの要件を満たす者

※令和 8 年 11 月 1 日以前に令和 8 年度和歌山県会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー等）として任用されていても、本募集には応募することができる。

(1) スクールソーシャルワーカー

- ア 社会福祉士資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者
- イ 精神保健福祉士の資格を有する者のうち、過去に教育や福祉の分野において活動経験がある者

(2) スクールソーシャルワーカーに準ずる者

教育と福祉の両面に関して専門的な知識と技術を有するとともに、過去に教育、又は、福祉の分野においての活動実績がある者

【参考】地方公務員法第 16 条（欠格条項）

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 職務内容

スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーに準ずる者は、配置校等の校長及び配置校等を所管する教育委員会の指揮監督の下に、以下に掲げる職務に従事する。

- (1) 課題を抱える児童生徒と、当該児童生徒の家庭環境等の改善に向けた支援・援助
- (2) 学校内におけるチーム体制の構築及びアセスメント・プランニング等の支援
- (3) 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整
- (4) 保護者、教職員その他学校関係者に対する支援及び情報提供並びにこれらの者からの相談
- (5) 教職員への研修活動
- (6) 自然災害、突発的な事件・事故が発生した際の援助
- (7) その他、各学校等において必要と認められる業務

※(6)は、スクールソーシャルワーカーに準ずる者の担当業務にあたらな

3 勤務条件等

- (1) 任用期間 任用日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※再度の任用は行わない。

- (2) 勤務先
県立学校（夜間中学、高等学校（定時制・通信制を含む。））
- (3) 採用予定人員
県立学校（夜間中学、高等学校（定時制・通信制を含む。））
- 勤務地
東牟婁地方 若干名
- ※採用予定人員数は、採用選考申込者の選考結果、勤務日数及び勤務可能地域等により変動する場合がある。
- (4) 勤務時間 1日当たり6時間（ただし、休憩時間を除く。）
- (5) 勤務日数 年間勤務日数を基準に任用日から令和9年3月31日までの期間で決定する。（参考：令和8年4月1日任用は、年間36日、54日又は72日）
なお、複数校の勤務となることがある。
- (6) 報酬
- ・スクールソーシャルワーカー：時間額3,500円
 - ・スクールソーシャルワーカーに準ずる者：時間額1,500円
（令和8年10月現在）
- ※上記報酬額に地域手当相当額を加算する。（上限あり）
- ・費用弁償（通勤手当相当分）
交通機関又は交通用具を使用して通勤する場合で、通勤距離が片道2km以上の場合は、移動方法・通勤距離に応じて費用弁償（通勤手当相当分）を支給する。
- ・支払日 翌月第8金融機関営業日
- (7) 休暇
- ・年次有給休暇 あり
 - ・特別休暇 あり 忌引休暇、病気休暇等
- ※年次有給休暇及び特別休暇の付与日数は、任用期間や勤務日数等により異なる。
- (8) 勤務 地方公務員法の次の各規程が適用され、違反した場合は、懲戒処分等の対象となる。
- ア) 勤務の根本基準
 - イ) 勤務の宣誓
 - ウ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - エ) 信用失墜行為の禁止
 - オ) 秘密を守る義務
 - カ) 職務に専念する義務
 - キ) 政治的行為の制限
 - ク) 争議行為等の禁止
- (9) 条件付採用 採用（再度の任用も含む。）は、すべて条件付きのものとして1か月（実勤務日数が15日以上）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。
- (10) その他
- ・勤務日、勤務日1日当たりの勤務を要する時間帯及び休憩時間は、配置校の勤務時間の範囲内で、配置校の長が月毎に定める。ただし、特に必要があると認められる場合は、この限りではない。
 - ・課題を抱える児童生徒と、当該児童生徒の家庭環境等の改善に向けた支援・援助、学校内におけるチーム体制の構築及びアセスメント・プランニング等の支援等、継続的にきめ細かく行う必要があるため、勤務校等の校長及び勤務校を所管する教育委員会の定める勤務計画に基づいて勤務する曜日や時間帯等を設定する。
 - ・スクールソーシャルワーカー及びスクールソーシャルワーカーに準ずる者は、和歌山県教育委員会が主催する連絡協議会及び研修会等に出席するものとし、当該日は勤務日として取扱うものとする。
 - ・令和8年度11月1日以前に令和8年度和歌山県会計年度任用職員（ス

クールソーシャルワーカー等）として任用されている場合、現在の勤務先ではない勤務先にも、応募することができる。（例：11月1日時点、市町村立学校で任用されている場合、本募集では市町村立学校と県立学校のいずれにも応募できる。）

- ・ 11月1日時点での任用と本募集に係る任用は、任用条件等が異なることに留意すること。

4 応募方法

募集及び採用については、随時行い採用予定者人員に達し次第、募集を終了する。

応募締切については、任用月の前月 15 日（15 日が休日の場合は、休日明けの平日。）とする。

（例：12 月 1 日採用に係る応募の場合、11 月 16 日を応募締切日とする。）

- (1) 和歌山県会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー等）採用選考申込書（別記様式）に必要事項を記入し、下記担当宛て「**簡易書留**」で郵送すること。

送付先 〒640－8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課

スクールソーシャルワーカー等担当者 宛

- (2) 社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する場合は、当該資格等の証明書（写し）を添付すること。

なお、採用が決定した時点で、当該資格等の証明書と現在の氏名が異なる場合は、本人と証明できる証明書（写し）を提出すること。

- (3) 封筒の表に「スクールソーシャルワーカー等申込」と**朱書き**すること。

※応募の際に提出した書類は返却しない。

- (4) 応募書類提出後、資格に変更が生じた場合は、速やかに連絡すること。

※社会福祉士又は精神保健福祉士の合格通知を受けた場合は、速やかに合格を証する書類の写しを提出すること。提出がない場合は、次年度の報酬単価に反映できない。

5 選考方法

合格者は、書類審査及び面接試験の結果で決定する。

採用面接日、会場及び面接時間等については、後日電話及び郵送により連絡する。

6 選考結果

面接後 15 日以内に郵送により通知する。

7 任用等

通知後、本人の希望による配置校の変更希望は認められない。

8 注意事項

採用選考申込書等に虚偽の記載があった場合は、すべて（受験資格、採用等）が無効となる。また、合格後、非違行為その他採用することが適当でない認められる事由が判明した場合は、合格を取り消すことがある。

この要項についての問い合わせ先

和歌山県教育庁学校教育局教育支援課児童生徒支援班

〒640－8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

TEL 073－441－3693／FAX 073－441－3697